

(議長)

日程第15、議案第3号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、社会保障税番号制度にかかるシステム整備など14事業にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,095万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,454万2千円とするものでございます。併せまして、地方債補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「総務財政課長」。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは説明致します。議案の23頁でございます。予算構成表で説明致します。併せまして資料配布してございますので参照をお願いします。

ひとつ目でございます。社会保障税番号制度にかかるシステム整備等でございます。これは資料4でございます。5頁から6、7となっております。資料によって説明申し上げます。まず5頁の目的の欄。ここに個人番号を活用した効率的というふうに記載してございます。つまり、国民一人一人と法人、これに番号が与えられるということになります。そこで何が変わるかということになります。簡単に申しますと、例えば役場の窓口で給付の手続きをしますというときに、所得証明書が必要だという場合に、あえて所得証明書を申請する必要はないと。これは添付する必要がないということになります。これは役場内で常に番号を使って連携してそれで確認できるというふうになります。いわゆる効率的というのは簡単に申しますと、こういうことになります。それから資料の中ほどに個人番号のカードというふうに書いてます。これは必要な方がカードの取得ができる

ということになります。カードはあくまでも本人の確認ということに使うことになります。それからシステムの整備、改修でございます。6頁に記載の通り、システム改修の補助金、これは総務省所管と厚生労働省所管に分かれております。今回は総務省の所管のみ補正とさせていただきます。厚労省関係についてはですね、12月もしくは3月ということをお願いしたいというふうに思ってます。で、ここに数字が出ていますけれども、一般財源の件が63万2千円になってますが、これは千円間違いでございますので、大変申し訳ないんですが修正をお願いしたいと。63万3千円でございます。7頁にスケジュール表でございます。個人番号の利用開始が平成28年1月からでございます。従いまして、それまでにシステム改修、それから関係条例の制定をするということになります。議案の23頁に戻ります。補正額は731万6千円でございます。財源内訳は国庫支出金が668万3千円です。一般財源が63万3千円でございます。

次に臨時福祉給付金給付事業でございます。内容は現在給付事務を行っている臨時福祉給付金、これの対象者数に変更が生じたものでございます。本来、住民税が非課税となっている方に扶養されている方、給付の対象と、これが給付の対象となりますが、当初予算の積算で給付の対象となっていなかったということがございます。1万円給付者が571人、加算措置分5千円追加給付者が1,030人です。少し大きな数字ですけれども、これが追加となります。補正額は1,147万円。財源内訳は全額国庫支出金でございます。

次、子育て世帯臨時特例給付金給付事業でございます。内容はただいま説明しましたように、臨時福祉給付金給付事業と同様、現在、給付事務を行っている子育て世帯臨時特例給付金給付事業の対象となる児童数、これに変更が生じました。追加児童数は86人、これを見込んでございます。補正額は100万7千円です。財源内訳は、全額国庫支出金でございます。

それから、子ども医療費助成でございます。これは先ほど条例で説明ございましたけれども、私の方から財源の関係で少し説明申し上げます。ただいま追加で配布しました資料を見ていただければわかりやすいかなというふうに思ってますけれども、資料の8頁と9頁にですね、年間ベース影響額というのをそれぞれ記載しております。保育料の無料化が年間で671万円でございます。医療費の助成拡充で580万円でございます。従いまして、合計で1,251万円が、これが1年間の影響額となります。この財源対策として、歳出増額の分、これはおよそ800万円でございますので、現在町で持っている過疎基金、これは予算枠で6,000万円ほどございますけれども、ここの中で可能ということになります。それから収入の減がございます。およそ450万円でございます。これはあの選択肢、これは決定ではございませんけれども、選択肢の一つとして考えておりますのが、これは仮称でございます。子育て応援基金、これを作ってですね、計画的に予算運営をする方策を考えております。そしてこの財源なるものはですね、今毎年公債費の償還金が年々下がってございます。今年度から4年後、30年までにはですね、

凡そ1億300万ほど下がってきます。これの一部を充当できないかと。これは充当可能というふうに考えております。当然、基金の造成関係、それから条例関係、これは議会の承認、議員の皆さんにきちんと説明しながらですね、してまいりたいとこういうふうに考えておりますので宜しくお願ひしたいと思います。補正額、議案の方に23頁に戻ります。これをもって補正額は958万9千円でございます。財源内訳は道支出金が100万円、その他特定財源400万円、これは過疎基金でございます。一般財源が458万9千円でございます。

それから、次、母子保健定期予防接種でございます。これも資料6を見て欲しいと思います。内容です。法改正により水痘ワクチン予防接種これが新たに定期予防接種に追加されました。これを実施するものでございます。対象者それから接種計画、これは資料の記載のとおりでございます。補正額は331万8千円です。財源内訳は全額一般財源でございます。

次、高齢者肺炎球菌予防接種支援でございます。これは資料7に記載しております。内容です。法改正により高齢者の肺炎球菌感染症これが新たに定期予防接種に追加されました。これを実施するものでございます。対象者それから、接種計画これは資料の記載のとおりでございます。補正額は193万5千円、財源内訳はその他特定財源、これは国保加入者、この国保会計からの助成でございます。これは70万円、残りの123万5千円が一般財源でございます。

次に江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく雇用奨励助成でございます。これは資料8でございます。資料8の一番下でございます。60万かける17名、イコール1,020万円でございます。ゼロがひとつ多くなっております。大変申し訳ございません。修正致します。内容でございます。前年度施行しました、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に該当する指定事業所から開業1年を迎えまして、助成金の申請が見込まれることとなります。これを補正するものでございます。今回は雇用奨励助成金、17人分を見込んでございます。以下内容は資料の通りでございます。補正額は1,020万円、財源内訳は全額その他特定財源、これは過疎基金、これを充当するものでございます。

それから次に、農地台帳システム改修でございます。これは資料9をご覧いただきたいと思います。内容でございます。農地法の改正によりまして農地台帳の整備事項の改定が必要なことから、台帳システムの改修をするものでございます。新たに追加する機能につきましては、資料9の下段に記載してございます。補正額は216万円、財源内訳は全額道支出金でございます。

次に漁業用燃油高騰緊急対策でございます。これは資料10をご覧いただきたいと思います。内容でございます。漁船燃料価格の高騰によりまして、費用の一部を助成するものでございます。対象は江差イカ釣り協議会会員、これは31名おりますけども、実際に稼働している会員19名の方に助成ということとなります。金額の算定でございます。

ます。燃料費総額の10パーセント以内とします。限度額を500万円とする内容でございます。資料の下段、そこに前年度の実績が記載してございます。それと燃料1リットル当たりの単価が今年度11円値上げしております。これを勘案しまして積算したものでございます。補正額は500万円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に道の駅設備改修でございます。これは資料11をご覧くださいと思います。内容です。資料11のとおり、道の駅のトイレ、自動ドアの装置の交換です。それからヒーターの修繕について補正をお願いするものでございます。補正額は45万2千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に町道姥神中歌線ロードヒーティング分電盤撤去でございます。これは資料12、写真がついてございます。内容は、資料12に示していますように、津花町の国道と交わる町道に接しております、ロードヒーティング分電盤2基でございますけども、これを撤去するものでございます。これはあの景観はもちろんなんですけれども、劣化しましてですね、通行に不備がある。安全通行のためという理由でございます。ただこの箇所はですね、道道から町道に移管される前から、ヒーティングの使用はしてございませんでした。融雪剤の対応で安全対策を講じてきたものでございます。補正額は46万8千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に町道除雪対策でございます。内容でございます。例年の除雪対策でございます。北部地区につきましては、委託による除排雪、それから市街地、これにつきましては臨時作業員を雇用して直営で行ってまいります。これらの委託料、賃金、それからロードヒーティングの電気料、塩カリ等の資材購入費、重機の借上げ等これらの経費を計上したところでございます。補正額は3,092万6千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に江差中学校備品整備でございます。資料が13でございます。内容は江差中学校新校舎にかかる備品購入費の補正のお願いでございます。現在使用している備品につきましては可能な限り継続使用していくことを原則としております。補正額は3,500万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に江差中学校改築に伴うテレビ難視聴対策でございます。これは資料14をご覧くださいと思います。資料の工事概要にありますように、江差中学校新校舎建設に伴いまして、円山中継局、ここからの電波受信に障害が起きている民家がございまして、これを解消するための工事費の補正をお願いするものでございます。工事費は211万7千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

以上、補正額合計1億2,095万8千円、財源内訳は国庫支出金が1,916万円、道支出金が316万円、その他特定財源1,490万円、一般財源が8,373万8千円でございます。なお一般財源は繰越金、これは7,100万2千円です。臨時財政対策債、これが1,273万6千円、これを充当するものでございます。

次に議案の27頁、第2表地方債の補正の変更分でございます。起債の目的、臨時

財政対策債でございます。限度額を1億9,598万7千円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。関連しまして37頁でございます。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。26年度末現在高見込み額は今回の1,273万6千円を追加して、66億297万6千円となるものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、皆さん、休憩とる時間もないままこの時間まで進んでまいりました。よってですね、今日提案しているすべてを終了してから昼休みにしたいというふうに思っておりますので協力をお願いします。私の計算によれば12時15分から20分頃までかかるのではないかと。協力を宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

何点かお聞きします。

最初に歳入の件なんです、先ほど最後に説明ありました本当に財政規律をしっかり見ながら必要な事業やってくということについては、今回のこの補正でも相当の苦勞されたなと思っております。それで歳入について1点だけ。臨時財政対策債、国の方で示されている分でいうと、今どこまで今回の分できてるのかまだ枠があるのか、ちょっと教えてください。これからの財政運営ということについても、きちっと見通し、こうしなければならぬということでもあります。

それから歳出。まあ色々ありましたが、3点絞ってお聞きします。まず1点目。農林水産の漁業燃油対策。農業、これは漁業に関してももちろん江差の支所ということですが、ただこの問題は全国的な国政の問題でもあります。今、漁業関係者団体なども含めてこの燃油対策。色々、陳情といいますか要望といいますか、国でも一定程度動いてますが。まずは緊急的にやるにして、一般財源ということはわかりますが、やはりこれはしっかり国に対して対策を取りなさいということもこれから必要だろうと。すべからく

町が対応するとなればこれだけの大きな問題ですね、今後も含めて大変なことになりますので。その点ちょっと動きがあれば教えていただきたいなど、この点に関してもう1つ。燃油対策ということになれば、漁業だけじゃありませんよね。これは町長の方に向かって言ったほういいんでしょうか。色々な意味でやはり必要な対策ということは、昨日今日色々論議ありました。関係団体等々もしっかりと聞きながらこの燃油対策ということは進めていかなければならない。漁業だけではない、というふうに思います。その点について今後のお考えも含めて町長に簡潔にお聞きしたい。

この点、3点。これから冬になります。例年、高齢者等の灯油対策。これも去年はかなり機敏な対応を担当課の方で進めてきました。国の絡み、道の絡みもありますが、遅くならない段階できちっと燃油の状況、それから高齢者の生活状況も押さえながら、灯油対策も必要な時期、12月議会待たないで、場合によっては臨時議会なども含めて道との動きを見ながらやっていく必要があると思いますが、この点担当課でも宜しいんですけれども、状況を教えていただきたい。これがひとつ。

ふたつめ、今回道の駅の整備改修が出ております。これはこれで必要なものでわかったんですが、ただ毎回言いますが、この補修、結果的には追っかけ補修ですよ。何か傷んだから直す、何か傷んだから直す。これはこれで、利用者のことを考えれば必要ですが、計画的にこれって見てれば分かったことですよ。あの男子の方だって傷んでおりますよね。ですから必要な部分は今回補正ということですが、計画を毎年立てて計画的補修をしてまいりますという答弁は毎回聞きますが、計画って何なんだということも含めて、特にこの道の駅に関して言うと、道の駅でいいのかという大きな問題もありますが、計画的な補修ということがどうなっているのか。これどっちに聞いていいのかわかりませんが、お聞きします。

それから最後、教育の難視、これは細かいことはいいんですけれども、これそちらなんでしょうかね。関係住民、世帯、地域の方々の丁寧な説明必要ですよ。この間、陣屋だとか、だいたい陣屋が多かったでしょうかね。色々トラブルがありました。しっかりと説明もしていかなければなりませんし、工事においても本当にそれが適切なのか、難視対策がどうなのかってことは、今も尾を引いてる部分もあるんでしょうかね。しっかりとこの部分については、必要だと思いますが、この間どのような動きになってるのかこれも簡潔で宜しいので教えていただきたい。

(議長)

はい、最初、「総務財政課長」。

「総務財政課長」

はい。臨時財政対策債の関係でございます。今回国からの最終的な通知がありました。1, 273万6千円を追加しての正規な通知でございます。従いまして、1億9, 598

万7千円が本年度の最終数字でございます。

(議長)

はい、次、「農林水産課長」。

「農林水産課長」

漁業用の燃料高騰対策に対するご質問でございます。今回江差町ではイカ釣り特に重油を多く焚く漁業者に対して支援をしていくということで方向性を決めましたが、実は国の方でも水産庁が中心となり、イカ釣りに限らず漁業者の燃油高騰対策を講じております。ただしこれは漁業者が一定程度の抛出をしなければ、この恩恵といいましか、支援を受けることができないというハードルがありますので、そのへんの情報は組合を通じて各漁業者にも周知しているところでございます。また他の分野に対する燃油高騰対策というお話もありましたが、実は農業関係でも、国の方ではセーフティネットを今引いております。私どもも町内の農業者で燃油を多く使う作目、あるいは品目、何があるのか、これからなんですけども、少し今現場を歩いて声を聞いていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

今回の補正には関係ございませんが、高齢者の燃料の灯油の高騰対策についてのご質問でございますけれども。この事業については24、25年度と実施してまいりました。昨年度は12月定例会で補正で対応して、確か12月20日から灯油券の方、配布したと思うんですが、それで今年につきましても、現在、灯油高が続いております。これについては、道、あるいは管内の状況、それから灯油価格の推移、これを見ながらですね、昨年同様タイムリーな形で実施してまいりたいと思っておりますので、実施が必要であれば、その対策を講じてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次、「追分商工観光課長」。

「追分商工観光課長」

道の駅に関する質問、私の方から答弁させていただきたいと思いますが。以前に計画的な改修というのをお話もしてきた部分があるのかもしれませんが、議員ご存知のとおり施設自体は北海道の中でも最も早い時期に作られた道の駅のひとつでありまして、

今これから出来て、新たに出来てきてる道の駅、余所の他町のと比べますとですね、大変残念ながら貧弱な状況になってきていると。道の駅が果たす役割自体が、今の状況でどうなんだというような議論も巻き起こってきているわけでございます。江差町とすれば出来る限りお金をかけない中で、それも代替えとなるものができないかということで海の駅の新設をしたりしながらですね、現在進んできておりますが、今の現在の道の駅についても、老朽化、またはそういう今言ったような施設の整備が行き届いて無い部分含めてですね、これから抜本的な対策を考えなければならないのではないかという時期に来てるんでないかなというふうに思っています。今回の補正につきましては、ただ今ある施設の緊急的な故障の部分のみについての上程をさせていただいておりますので、まずこれについてはご理解をいただきながら、抜本的な部分につきましては今後また改めて議論をさせていただきながら、私たちもどのようなものがあるのかも含めてですね、検討させていただければなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

テレビの難視聴率、難視聴対策についてもっと丁寧にという質問でございました。それである私どもとすると、新校舎建設工事前、この段階で電波障害調査を実施を致しました。結果と致しましては障害が出る可能性が拭い去れない状況でございました。そのような状況の中で、校舎本体立ちあがってきた今テレビ映りが悪くなったという訴えがありましたので、即ご自宅に伺いましてアンテナの向きでありますとか、そういう状況をやったんですが、やはりテレビ映りが悪いという状況もございましたので、今回の補正をお願いしたという状況であります。今の生活の中で、テレビこれは欠かせないものだというふうな思いもありまして、即対応していきたいというところもありますので、今後においても丁寧に対応していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、可決されました。

(議長)

日程第16、議案第8号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、江差中学校改築外溝整備など2事業にかかる経費の補正をお願いするものでして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,172万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,627万1千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務財政課長」。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは説明申し上げます。議案目次2の部分でございます。議案の5頁でございます。予算構成表で説明致します。併せまして資料のナンバー3を参照願いたいと思います。

ひとつめでございます。かもめ島海上遊歩道側壁調査設計でございます。これは資料の21をご覧ください。内容でございます。行政報告でも申し上げました。遊歩道の側壁崩落にかかる復旧対策でございます。資料の赤丸部分が今回の崩落箇所でございます。この他に崩落の危険箇所が3箇所ほど目視で確認されております。このことから、専門的な調査、設計が必要であると判断し、補正をお願いするのでございます。補正額は232万2千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

それから次に江差中学校改築外溝整備でございます。これは資料の22で、3頁でございます。内容は資料のとおり、黄色の部分、校舎周りの外溝整備をするものでございます。補正額は4,940万7千円でございます。財源内訳は国庫支出金4,940万6千円、一般財源が端数の関係で1千円の計上したもので、国庫支出金につきましてはですね、がんばる交付金、いわゆる地域活性化効果実感臨時交付金というものがございまして、略してがんばる交付金と、がんばる地域交付金といいます。これを充当するものでございます。

以上補正額合計5,172万9千円でございます。財源内訳は国庫支出金が4,940万6千円です。一般財源が232万3千円でございます。なお、一般財源は繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第4号、平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種助成事業などにかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億5,503万1千円とするものでございます。具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第4号について補足説明を致します。議案は39頁の予算構成表で説明致します。資料7、資料は7の11頁でございます。これにつきましては、一般会計でも説明し

たとおり、予防接種施行令の改正によりまして、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に追加されたことから実施するものでございまして、国保加入者70人分を予定し、一般会計同様、1人当たり5,000円を助成するものでございます。財源につきましては、道調整交付金23万円、一般財源は繰越金を充当するものでございます。以上宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第5号 平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、平成25年度介護給付費負担金などの返還にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ192万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,171万1千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い致します。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明致します。議案書53頁の補正予算構成表でご説明致します。諸支出金、償還金、事業名は平成25年度介護給付費負担金等返還でございます。補正額は192万1千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。補正理由ですが、介護保険の財源である公費負担は毎年度、事業終了後、精算事務が行われるため、過不足が生じます。平成25年度公費の精算事務の結果、受領済額を下回る決算となり返還が生じたものでございます。これを補正をお願いするものでございます。返還金の内訳ですけれども、国に対する返還金が162万1千円、道に対する返還金が22万7千円、支払基金に対する返還金が7万3千円となっております。以上でございます。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約別表を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議決が必要になるものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは議案第6号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約についてでございます。議案の54頁でございます。資料の15、19頁でございます。新たに根室北部廃棄物処理広域連合の加入がありましたことから、組規約の別表に根室北部廃棄物処理広域連合を加えるものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程、さっき、12時15分までやるって言った、いいかい、休みますか、皆様のご意見でございますので、13時まで休憩致します。

(昼食休憩)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第20、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。任期満了に伴う、固定資産評価審査委員会委員に檜山郡江差町字[REDACTED]、横野晃一氏、[REDACTED]を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり、江差町字[REDACTED]、横野晃一氏、[REDACTED]を固定資産評価審査委員会委員として選任することに同意の方のご起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第21、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第2号、教育委員会委員の任命についてでございます。任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字■■■■■、小路政信氏、■■■■■
■■■■■を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第2号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり、江差町字■■■■■
■■■■■、小路政信氏、■■■■■を教育委員会委員として任命することに賛成の方のご起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定しました。

(議長)

議案配布のため、暫時休憩致します。

(議案配布)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第22、同意第3号、監査委員の選任についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第3号、監査委員の選任についてでございます。監査委員に、檜山郡江差町字■■■■■■■■■■、近藤偉喜氏、■■■■■■■■■■を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第3号、監査委員の選任については、原案のとおり、江差町字 [REDACTED]、近藤偉喜氏 [REDACTED] を監査委員として選任することに賛成の方のご起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第3号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第23、同意第4号、副町長の選任についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第4号、副町長の選任についてでございます。任期満了に伴う副町長に、檜山郡江差町字 [REDACTED]、田畑明氏、[REDACTED] を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第4号、副町長の選任については、原案のとおり、江差町字 [REDACTED]

■、田畑明氏、[REDACTED]を副町長として選任することに賛成の方のご起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第4号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

暫時休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩中でありませけれども、ただいま副町長に選任されました、田畑副町長にご挨拶をお願い致します。

(田畑副町長)

恐縮でございますが、ご挨拶申し上げます。議場には今長谷川副町長が席を立ててございますが、長谷川副町長には本当にお疲れさまでした、ありがたい、感謝を申し上げたいとまずもって思います。議員皆さまには、色々と多くの方々から、職場の中からも、私の体調に対する心配の声をいただいております。はからずも私のような者が副町長の任を勤められるかどうか、長谷川さんの能力や力量に全然足元にも及ばない私でございますが、この役場という組織として、役場に奉職している以上、課長の誰かがその任につかなければならない。そういう状況下の中で、家族からも逆に迷惑をかけるのではないかという、そういう声もいただきましたが、それもまた照井町長に伝えながら、私としてこの役場の最後の仕事として覚悟を決めたからでございます。昨日、今日と職場の中で、課長の数人から協力しますよ、とそういう声をいただいております。課長方一致協力してやらなければ、この江差町の町づくりも進まないだろうというふうに思っております。私のような者に、承認いただいたことに、議員の皆さまに心から感謝申し上げ、そしてこれからはまた副町長という立場で課長方をまとめ、そして照井町長にも意見反映をするそういう立場でございますので、数々の助言を議員の皆さまからも頂戴することをお許しいただきながら、大変意を全部伝えきれませんが、承認いただいたことに対する、私の一言ご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

(議長)

次に意見書の提出についてを議題と致します。

日程第24、発議第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書並びに、日程第28、発議第5号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号及び第5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、よって、発議第1号及び第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第25、発議第2号、2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員(多数が正)であります。

発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第26、発議第3号、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮り致します。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

従いまして、発議第3号については、否決されました。

(議長)

日程第27、発議第4号、軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第29、発議第6号、奨学金制度の充実を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第30、発議第7号、魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直

ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第7号については、原案のとおり決定致しました。

(議長)

日程第31、発議第8号、「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けて総合的な対策の強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第32、発議第9号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第9号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第9号については、否決されました。

(議長)

日程第33、発議第10号、電力料金再値上げの撤回を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第10号については、否決されました。

(議長)

日程第34、発議第11号、外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

発議第11号については、否決されました。

(議長)

日程第35、発議第12号、土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

発議第12号については、否決されました。

(議長)

議案配布のため、暫時休憩致します。

(議案配布)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

お諮りします。

お手元に配布のとおり、発議第13号、栽培漁業に関する事務調査が提出されております。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

発議第13号、日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、発議第13号 栽培漁業に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただいま議題となりました、発議第13号については、会議規則第39条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

お手元に配布のとおり、発議第14号、パークゴルフ場に関する事務調査が提出されております。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

発議第14号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第2、発議第14号、パークゴルフ場に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただいま議題となりました、発議第14号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて議了しました。

これで会議を閉じます。

平成26年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん、大変御苦労さまです。ご協力ありがとうございます。